

令和2年2月20日

第96回 神戸市個人情報保護審議会

個人情報を取り扱う事務の届出について  
(報告)

## 個人情報を取り扱う事務の届出

### 1 新規事務の開始 . . . 57件

(主な内容)

「KOBE ぼすと」「市民 PHR システム『MY CONDITION KOBE』」「産婦健康診査」「子育て支援リノベーション住宅取得補助事業」ほか

### 2 事務の廃止 . . . 48件

(主な内容)

「用地取得にかかる補償金審査事務」「臨時福祉給付金支給事務」「新エネ・省エネ機器導入資金融資事務」ほか

### 3 変更 . . . 221件

(主な内容)

#### (1) 事務名称の変更 . . . 18件

[新]「肝炎ウイルス検査及び陽性者への保健指導業務」 ← [旧]「肝炎ウイルス検査事務」

[新]「都市計画法及び太陽光条例に基づく宅地造成等に関する審査・検査等事務」 ← [旧]「都市計画法に基づく宅地造成等に関する審査・検査等事務」  
ほか

#### (2) 対象者の範囲の変更 . . . 18件

「経理契約事務（工事等成績報告書）」

[新] 工事・建設コンサルタント等業務請負契約締結者 ← [旧] 工事請負契約締結者 ほか

#### (3) 記録項目の変更 . . . 44件

「神戸マラソンにかかるボランティア登録事務」

[新] 生年月日・年齢を削除 ← [旧] 氏名、性別、住所、電話番号、生年月日・年齢、免許・資格、通訳できる言語及び語学レベル ほか

#### (4) 事務処理の委託の変更 . . . 19件

「国民年金給付請求に関する事務」 委託先名称の変更

「職員研修事務」 新規委託 ほか

#### (5) 事務所管課の変更等 . . . 122件

「神戸マラソンにかかるボランティア登録事務」

[新] 市民参画推進局スポーツ振興部スポーツ振興課 ← [旧] 教育委員会事務局スポーツ体育部スポーツ振興課

「学籍に関する事務」「入学試験に関する事務」など

[新] 神戸市看護大学事務局教務学生課 ← [旧] 保健福祉局看護大学事務局総務課 ほか

## ○神戸市個人情報保護条例（抜粋）

（届出）

第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。）を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報等を取り扱う事務の名称及び目的
  - (2) 個人情報等を取り扱う事務を所掌する組織の名称
  - (3) 個人情報等の対象者の範囲
  - (4) 個人情報等の記録項目
  - (5) 個人情報等の収集方法
  - (6) 個人情報等の電子計算機処理を行うときは、その旨
  - (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報等の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報等を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を第4章に定める神戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

## ○神戸市個人情報保護条例施行規則（抜粋）

（個人情報取扱事務の届出事項）

第4条 条例第6条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第12条後段において準用する条例第7条第3項ただし書の規定により電気通信による電子計算機の結合をするときは、その旨
- (2) 個人情報を取り扱う事務を開始する年月日又は届け出た事項を変更する年月日

個人情報取扱事務目録

0705

事務の区分	固有
(1)個人情報取扱事務を所掌する組織の名称	市民参画推進局 市民情報サービス課 電話: 322-5175
(2)個人情報を取り扱う事務の名称	市民相談業務
(2-1)個別事務名称	市民相談事務
(3)個人情報を取り扱う事務の目的	相談者の要件確認、及び相談内容の統計を行うため
(4)個人情報の対象者の範囲	相談者等
(5)個人情報の記録項目	
基本的事項	氏名 性別 住所 生年月日・年齢
特定個人情報等	
家庭状況	
社会生活等	
思想・信条等	
その他	相談内容
(6)個人情報の収集方法	本人 相談者 本人以外収集理由 条例第7条第2項5号に該当 紙 相談者
(7)個人情報の処理形態	事務処理の委託 有 委託先 備考欄
(8)個人情報の経常的な目的外利用又は提供	
(9)開始・変更・廃止日	開始 平成10年4月1日 変更 平成31年4月1日 廃止
備考	(6)の第5号は、答申第1号別紙1の類型5に該当□)の事務処理の委託先兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会、兵庫県土地家屋調査士会、兵庫県社会保険労務士会、近畿税理士会神戸支部・芦屋支部・灘支部・兵庫支部・長田支部・須磨支部・明石支部、財団法人暴力団追放兵庫県民センター、(財)神戸いきいき勤労財団、神戸市技能職団体連合会、神戸調停協会、兵庫県行政書士会